

「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書の一部を改正する案」に対する意見募集について



経済産業省及び環境省は、課電自然循環洗浄法を用いた微量 PCB 含有電気機器の使用中の洗浄処理を行う事について「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書の一部を改正する案」を取りまとめ、本改正案について 2020 年 10 月 7 日(水)から 2020 年 11 月 8 日(日)までの間、意見募集が実施されました。

現在使用中の変圧器には、その絶縁油内に PCB を微量に含有しているものがあり、これらはいずれ廃棄物となった際に低濃度 PCB 廃棄物に該当するため、使用中の段階から対策を進めていくことが必要です。この微量 PCB 汚染絶縁油を含有している使用中の変圧器(以下「微量 PCB 含有変圧器」)は、一般に高濃度 PCB 使用製品に比べて新しく、寿命を十分残した使用中のものが多数存在することから、使用中の微量 PCB 含有変圧器から PCB を除去する課電自然循環洗浄法について、「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」が取りまとめられました。

一方、PCB 廃棄物処理基本計画において、低濃度 PCB 廃棄物の処理がさらに合理的に進むよう、課電自然循環洗浄法等の対象範囲の拡大について検討することが求められており、変圧器のうち中間室を洗浄対象部位に含めること並びに元油 PCB 濃度の上限及び課電期間について検討を行い、手順書の改正案の取りまとめが行われました。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 2020 年 10 月 7 日付 電子政府の総合窓口

(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200050&Mode=0>)を引用して作成

研究開発箇所 佐藤旭

